

OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託
募集要項（公募型企画競争方式（プロポーザル方式））

1 案件名称

OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

大阪市におけるスポーツコミュニケーションである舞洲プロジェクト（舞洲スポーツ振興事業）が実施する OSAKA SPORTS GROOVE（以下、「OSG」という。）事業を通して、大阪市におけるスポーツの振興及びスポーツ産業の発展、並びに都市魅力の向上に資すること、また、大阪市と8チーム※の連携による魅力的な事業の実施により、大阪市にスポーツの力でヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むことを目的としております。

※セレッソ大阪、セレッソ大阪ヤンマーレディース、クボタスピアーズ大阪、オリックス・バファローズ、大阪エヴェッサ、大阪マーヴェラス、レッドハリケーンズ大阪、サントリーサンバーズ大阪

本業務では、ファミリー層を主な対象として、スポーツ体験イベントを実施することにより、スポーツおよび8チームの認知度・好感度の向上を図り、将来的なスタジアム・アリーナ等への来場意向の喚起につなげることを目的とします。

あわせて、親子でスポーツに触れ、楽しむ機会を創出することで、スポーツを身近なものとして感じてもらい、スポーツへの関心醸成を図ることを目的とします。

具体的な取組みは「OSG フェスタ（仮称）企画・運営業務」、「キッズスポーツアカデミー企画・運営業務」の2つとなります。

この募集要項は、舞洲スポーツ振興事業実行委員会が、受注者を決定するうえで、広く企画提案を募集するため、詳細を記載したものです。

（2）委託業務の内容

具体的な内容については、別紙1「OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託 仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

※仕様書は、受注予定者の提案内容もふまえ、契約締結までに協議し修正する。

（3）契約上限額

金 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各取組みにおける想定事業費は以下のとおり

OSG フェスタ（仮称）企画・運営業務：8,500 千円

キッズスポーツアカデミー企画・運営業務：3,500 千円

※令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

（4）契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

なお、発注者が認めた場合は令和9年4月1日以降の更新を妨げないものとする。

※契約の締結は令和8年度予算の成立以降に行う。

（5）履行場所

主に大阪市内において発注者が指定する場所及び受注者において確保する場所。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則に準じて、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払

委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

具体的な支払方法については仕様書を参照のこと。

（3）契約条項

別紙2「業務委託契約書」を参照のこと。

（4）契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

（5）再委託について

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- （2）直近1ヵ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- （3）企画提案時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （4）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- （5）適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること
- （6）2つ以上の法人等が共同企業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（5）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならぬ。
 - ア 構成員は、共同体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同体の構成員となることはできない
 - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない

5 スケジュール

- 公募開始 令和8年1月23日（金）
- 質問受付期限 令和8年2月4日（水）
- 質問に対する回答 令和8年2月6日（金）（予定）

- 参加申請関係書類の提出期限 令和8年2月13日（金）
- 参加資格審査結果通知 令和8年2月18日（水）
- 企画提案書類の提出期限 令和8年2月27日（金）
- プレゼンテーション審査 令和8年3月上旬～中旬に行う
- 選定結果通知 令和8年3月下旬
- 契約締結・事業開始 令和8年4月1日（水）
- 事業完了 令和9年3月31日（水）

6 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年2月4日（水）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

質問は簡潔に箇条書きにて、「質問書」（様式1）にて行い、9の提出先までEメールにて提出すること。

※件名に、「質問：OSAKA SPORTS GROOVE イベント・サービス事業企画運営業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年2月6日（金）（予定）に、大阪市ホームページ（本案件募集ページ）に掲載する。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000624484.html>

（2）参加申請書類の提出

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(イ)～(コ)は、申請時点で大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）

(オ) 使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

(キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(サ) 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※(ウ)、(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(オ)～(サ)は、申請時点で大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式5に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに9の提出先まで郵送にて提出すること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年2月18日（水）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提案書類

- (7) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）企画提案書（様式6-1（単独法人用）又は様式6-2（共同事業体用））
- (イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書
- A4版（片面）40枚まで（表紙や目次は、制限枚数に含まない。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図面の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイントとする。
- ① OSGフェスタ（仮称）企画・運営業務
- (a) イベント内容
- ・親子で参加・体験できるスポーツプログラムおよび関連コンテンツ
 - ・複数競技・複数チームが参画することを踏まえた分かりやすい構成・導線
- (b) 認知度・好感度向上の工夫
- ・イベントを通じて、プロスポーツチームや競技に親しみを感じてもらうための具体的な工夫
- (c) 来場意向の喚起
- ・イベント参加後に、スタジアム・アリーナ等での観戦をイメージできる体験・情報提供
- (d) 開催条件への対応
- ・グラングリーン大阪開催を前提とした企画内容
 - ・代替会場・9月開催時の対応案
- ② キッズスポーツアカデミー企画・運営業務
- (a) イベント内容
- ・子どもを対象としたスポーツプログラムの提案
 - ・複数競技・複数チームが参画することを踏まえた分かりやすい構成
- (b) 認知度・好感度向上の工夫
- ・イベントを通じて、プロスポーツチームや競技に親しみを感じてもらうための具体的な工夫
- (c) 来場意向の喚起
- ・イベント参加後に、スタジアム・アリーナ等での観戦意欲を喚起する工夫
- ③ 広報・パブリシティ業務
- ・効果的な広報手法、パブリシティ業務の企画内容
- ④ 成果指標の設定
- 成果指標を設定し、測定手法及び成果指標の達成方法について説明すること。
- ⑤ 運営体制
- 本事業を実施するうえでの、運営体制について記載すること。（本事業にお

ける分担、専従・兼務、業務割合など（週〇日等）

⑥ 本業務に類似するスポーツ関連事業の業務実績

実績を証するものとして契約書、仕様書及び事業報告書の写し等、事業内容が確認できるものを添付すること。なお、実績がない場合は提出不要。

※参加者が共同事業体の場合、代表構成員について記載すること。

⑦ その他

契約上限金額内では実施することが困難なもの、より事業を効果的に実施できる提案が別途ある場合は、説明を行うと共に予算額（消費税及び地方消費税を除く）について記載すること。

※表紙目次の他に必ず①～⑦の項目タイトルを、それぞれの提案内容の冒頭に挿入し、口取紙を添付してください。挿入した用紙は制限枚数に含まないこととします。

(ウ) 見積書（様式7）

(エ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

イ 提出部数

正本（上記（3）ア(ア)～(イ)）1部（記名したもの）

副本（上記（3）ア(ア)～(イ)）9部

※ 副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

※ 副本は電子データ（PDFファイル等）でも提出すること。

※ 表紙目次の他に必ず①～⑦の項目タイトルを、それぞれの提案内容の冒頭に挿入し、口取紙を添付すること。なお、挿入した用紙は制限枚数に含まない。

ウ 提出期限

上記6（2）エの参加資格審査結果通知を受け取った日から令和8年2月27日（金）午後5時30分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに9の提出先まで提出すること。持参のほか送付等での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる送付方法によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定委員会を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

（1）選定委員会

ア 実施日時

令和8年3月上旬～下旬に行う（詳細な日程については後日参加者あて通知する）

詳細は、事前に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

イ 実施場所

大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・6（3）イの提出資料を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり25分（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とし、参加者は1者あたり2名以内とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準・方法

企画提案書のコンセプト、実施内容、成果指標、価格について評価を行う。

評価項目	配点	
1. 技術点		
事業趣旨・目的理解度	・本事業の目的（観戦未経験のファミリー層を対象とした認知度・好感度向上および来場意向の喚起）を的確に理解しているか。 ・プロスポーツチームが複数参画する事業としての意義を踏まえた提案となっているか。	20点
企画内容の魅力・創意工夫	・親子で楽しめるスポーツ体験として魅力的な内容となっているか。 ・プロ8チームが参画することを前提に、複数競技・複数チームの特色を活かした構成となっているか。 ・会場特性を踏まえた体験プログラムの工夫が見られるか。	45点
成果測定・効果検証の妥当性	・認知度・好感度、来場意向等を把握するための成果指標が適切に設定されているか。 ・8チームが参画する事業として、成果を整理・報告できる工夫が見られるか。	15点
実施体制・運営計画の確実性	提案事業者の過去の実績等から、提案内容が現実的であり、全てのスポーツイベントについて、適切に安全管理や連絡体制を構築でき、確実に遂行できる実施運営体制となっているか。	15点
2. 価格点		
費用積算の妥当性など	5点	
合 計（委員1名あたり）	100点	

- (ア) 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定委員会で評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- (イ) 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合
- ①技術点の各項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
 - ②前号における合計得点が同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。
- (ウ)技術点の各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある提案者は選定しない場合がある。

（3）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
 - イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
 - ウ 発注者及び関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
 - エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
 - ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの - ケ プrezentation審査を欠席すること
 - コ 見積書に記載の額が、2（3）の契約上限額を超えてるもの

（4）選定結果の通知及び公表

評定結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和8年3月下旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあて通知する。

8 その他

- (1) 本公司型企画競争方式（プロポーザル方式）にかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に則り、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、公文書の公開請求があった場合には、公開する。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、選定委員会において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし7（2）において、技術点の各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある提案者は除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：舞洲スポーツ振興事業実行委員会

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課内

電話：06-6469-3865

FAX：06-6469-3898

Eメール：ga0023@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。